

2013

## 総務常任委員会記録

議会 閉会中

平成25年11月15日(金曜日) 開議

平成25年11月15日(金曜日) 散会

西いぶり広域連合議会

## 総務常任委員会審査事項

平成25年11月15日(金)  
室蘭市議会 議会第1会議室  
開議 午後 2時10分  
散会 午後 2時37分

日程	番号	件名	結果
1	報告事項	広域連合の運営に関する事項 1 西いぶり広域連合規約変更について 2 PCB汚染物搬入に係る経過等について 3 覚書無効確認請求訴訟に係る経過等について	

### ○出席委員(14名)

委員長 山中 正 尚

副委員長 長内 伸 一

委員 七戸 輝彦 小松 晃 森 太郎

山田 秀人 村井 洋一 砂田 尚子

早坂 博 上村 幸雄 米田 登美子

小久保 重孝 滝谷 昇 寺島 徹

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

山	本	事務局長
高	橋	総務課長
窪	田	総務課主幹
加	納	総務課主幹
佐	久 間	共同電算室主幹

総務常任委員会記録

平成25年11月15日(金曜日)

午後 2時10分 開議

○山中委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

それでは、所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について3件ございますうち、審査事項3の覚書無効確認請求訴訟に係る経過などにつきましては、去る8月26日開催の本委員会におきまして小久保委員から参考人招致の取り扱いについて御意見がありましたので、正副委員長間で協議を行いました結果、今回改めまして理事者に報告を求めたものであります。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、理事者の報告としまして、1番目の西いぶり広域連合規約変更についてを報告願ひしたいと思います。

○高橋総務課長 規約変更について御説明させていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思います。1の現状と2の課題をあわせて説明させていただきます。

来年度の共同電算システム用機器の更新に当たり、発生する費用負担の人口割が現行の規約のままですと8年前の平成18年3月末の人口による人口割となってしまう、実態と合わない人口割となりますことから、整備費に係る案分を実態にできるだけ近い人口割とするため必要な変更を行おうとするものでございます。

3の改正案概要でございます。実際の改正の新旧対照表は裏面にございますけれども、具体的には西いぶり広域連合規約別表中、施設建設・整備費及び地方債償還金の項の共同電算センターに係る人口について、データセンター設立の起債残分の償還に関してはこれまでどおり18年3末日の人口を使用いたしますが、今後の共同電算に係る人口で整備費に関し地方債を起債した場合や債務負担行為を定める場合は整備費に係る歳出予算を計上した初年度の前年度末日の住民基本台帳人口と変更するものでございます。また、あわせて備考第2項を3つの号に分け列記することによりわかりやすく整備したいと考えております。

4のスケジュールでございます。本総務常任委員会への報告後は、12月の各市町議会、これは6市町全ての議会におきまして議決を賜らなければなりません。議決をいただきまして、来年の1月に北海道知事に対し規約変更申請をする予定となっております。

資料1の参考資料をごらんください。実際には、平成26年3月末の人口を使用することとなりますが、平成25年3月末の人口で共同電算システム機器更新の上限であります6億円で試算をした影響額です。18年3月の人口を使用した場合より室蘭市、壮瞥町の負担は少なくなり、登別市、伊達市の負担は多くなっております。

説明は以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

皆さん方におわび申し上げたいと思いますけれども、本来であれば一括で報告いただくのですけれども、今回の次の項目のPCBの関係で洞爺湖町の七戸委員から発言が求められておりますので、それで一旦中断という形で申しわけありませんが。

それでは、七戸委員、よろしく申し上げます。

○七戸委員 これから説明されますPCBの問題に関しまして、我が町のほうから実は発生したPCBの汚染されたものがメルタワーのほうに運ばれたということで、連日報道等で皆さん御存じかと思えます。そういうことに関しまして、広域連合の議会にも多大な御迷惑をおかけいたしました。それから、メルタワーの近隣の方々にも本当に御不安を与えていることから、ここで一言おわび申し上げたいと思います。御迷惑をおかけいたしました。

○山中委員長 それでは、引き続き2番目のPCB汚染物搬入に係る経過等について、それと3番目の関係につきまして、引き続き報告をお願いします。

○加納総務課主幹 それでは、PCB汚染物搬入に係る経過等について資料2で御説明いたします。今七戸委員さんのほうからお話ありましたPCBの件に関連した報告になります。

まず、1の経過ですけれども、10月8日に洞爺湖町立虻田中学校で蛍光灯器具の破損事故が発生いたしました。その際に異臭のする液体が落下。その落下した液体は布で拭き取られて一般ごみとして処分されました。次の日の10月9日に処理されたごみは収集されまして、メルタワーへ搬入されました。そして、10月25日になりまして、破損事故を起こした蛍光灯器具の原因調査の依頼をかけていた業者さんから洞爺湖町さんのほうにPCBが使われている旨の報告がありました。10月29日に洞爺湖町さんから広域連合のほうにPCBを拭いたごみが搬入された旨連絡が入りました。

これを受けまして、広域連合では事実関係の確認を行いましたところ、10月9日、メルタワーに持ち込まれたPCB廃棄物は10月9日から23日の間までに焼却処理がされていると推察されます。通常はもっと短い期間で焼却処理されますが、ちょうど2炉あるうちの1炉が定期点検中だったために期間が長くなっております。

洞爺湖町さんからの情報では、PCBの量は最大でも35cc程度と伺っておりますが、実際には落下した際に下にいた生徒やその前にいた生徒のジャージにかかったものもあり、それ以外に床に飛散したものを拭いたぞうきん、布がごみとして焼却されたということで、搬入された量はもっと少ないと考えてございます。

次に、2の環境への影響についてですが、裏面に参考として抜粋をつけておりますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、いわゆるPCB廃棄物の処理施設は燃焼ガスが1,100度以上で燃焼すること、そして1,100度の温度を保ちつつ2秒以上滞留できるものであることとされております。燃焼した10月9日から23日までの間の当メルタワーの燃焼温度を確認したところ、最低でも1,220度を超過してお

り、また燃焼ガスの滞留時間についても2秒以上ありますことから、当メルトタワーはPCB処理施設の基準をクリアしていることや、また持ち込まれたものが拭き取られた少量のPCB汚染物であることから影響はないものと考えております。

次に、3の今後の対応についてですが、万全を期すために11月5日から排ガスや周辺大気的环境調査を行ったところでありますが、これ分析をするのに時間がかかりますため、結果が出るまでには1カ月ほどかかります。結果については、別途お知らせしたいと考えているところであります。

また、当施設周辺町会等から選出されました代表者による住民監視委員会を設置しておりますが、こちらの委員さんにも一報を入れており、結果が出た時点で報告することとしております。

報告は以上になります。

○高橋総務課長 覚書無効確認請求訴訟に係る経過等について説明させていただきます。

資料3をごらんいただきたいと存じます。冒頭の委員長のお話にもございましたが、昨年の5月15日開催の第1回広域連合議会臨時会及び付託された総務常任委員会におきまして説明をさせていただき、ご審議、議決を賜っておりますが、改めて説明させていただきます。

1の覚書締結経過及び覚書の内容等でございますが、平成15年のメルトタワー本格稼働開始直後は、焼却時の灯油使用量の増加や機器のふぐあいによる定期点検時以外の補修などが続き、建設JVにおいて高温空気加熱器伝熱管などの機器補修を行っておりました。

当時の最大の懸案でありました灯油使用量が資料にございますとおり、初年度であります平成15年度の2,297リットルから平成20年度には約3分の1の767キロリットルとなり減少していることや、定期点検外の機器補修日数も減ってきたことなどもあり、施設の安定稼働と判断したところでございます。

また、覚書締結時には、建設JVから将来的な運営費の不足についての説明はなく、広域連合からの委託料と株主企業の支援により西胆振環境株式会社の経営は今後も成り立つものと認識し、建設工事請負契約に基づく期間の延長について、平成20年3月末をもって満了とする覚書を締結したものでございます。

続きまして、2の訴えの提起に至る経過についてでございます。平成22年度に西胆振環境株式会社の株主企業であるメルトタワー建設JVから西いぶり広域連合に対し、平成25年度以降の西胆振環境株式会社の経営について、現契約終了後の平成33年度までの間に多額の収支不足額が発生する見通しであり、この不足額については西いぶり広域連合が負担すべきとの考え方が示され、また翌年3月に西胆振環境株式会社より収支不足の累計総額の見通しは約29億円と示されましたが、収支不足の主な原因は保守管理費が当初見込みに比べ大幅増となるためとの説明でありましたことから、その後西いぶり広域連合と三井造船株式会社及び西胆振環境株式会社で契約条項の確認、収支不足の要因、費用負担などについて協議を重ねてまいりましたが、折り合いをつけることはできず、弁護士と

相談の結果、その時点ではまだ広域連合が西胆振環境株式会社の運営費の収支不足の負担をしておらず、実質的な損害を受けていないため、性能保証期間満了の覚書の無効を切り口として建設JVを相手とした民事訴訟を提起し、性能保証の継続による費用負担を求めていくことといたしました。

この方針については、廃棄物担当課長職会議、副市町長会議、市町協議会におきまして経過等の説明を行った上、広域連合議会議員、構成市町の市町議会議員に同様の説明を行い、平成24年5月の臨時会及び総務常任委員会において訴えの提起に係る議案審議を経た後に平成24年6月13日に札幌地裁室蘭支部に提訴したところでございます。

訴訟における請求の趣旨は、これまでの常任委員会における説明のとおり、当初は「覚書の無効確認を求めるとの内容としておりましたが、訴訟過程における裁判所の指揮により現在は被告は性能保証責任を負っていることを確認する」と変更しております。

裏面の2ページ目をごらんください。今説明させていただいた訴えの提起に至る経過と重複している部分もございませぬけれども、3月の担当課長職会議から6月の提訴に至るまでの議会審議や内部会議などの経過概要を表にしたものでございます。

構成6市町の全広域連合議会議員はもちろんのこと、広域連合の廃棄物処理に参加している5市町の議会には全議会議員にも説明させていただいております。

参考資料といたしまして、昨年5月15日の臨時会に参考資料として提出させていただいた資料の抜粋を添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

では、質疑を行います。質疑はございませぬか。

○小久保委員 まず、覚書無効の確認請求訴訟に係る件でございます。

これにつきましては、前回この委員会で私から質問させていただいて、山中委員長にお預けをして、その対応を見守っていたところでございます。その中で、先日正副委員長に本市議会までお越しをいただいて、大変丁寧な御説明、またきょう配付いただいております資料3についてもお持ちをいただいて、改めて説明をいただいたところでございます。

その経緯、以前から調べている内容と同じものであるというふうに理解をしておりますが、改めてその資料を御用意いただいたものを読ませていただいて、この経緯の中で私が申し上げた参考人招致がまだこの時点で適切ではない、適当ではないということの判断はよくわかりました。ただ、今後におきましても、これは委員長にも申し上げましたが、やはりまだまだ裁判の経緯を見守りながら、私たちは広域連合議会というものは各自治体の信頼関係の上に成り立っているというふうに考えておりますので、この信頼関係の中で進めるという、その進め方の中で必要があれば、また改めてこうした申し出もしていかなければならないのではないかなと、そのようにも考えております。ですから、今回はまず裁判が今係争中ということもございませぬので、その中を見守っていきたいというふうに考えておりますが、ただ改めて今後のスケジュールと、また議会に対する報告などがどのように

なっているのか、この点についてまず確認をさせていただきたいというふうに思います。  
○山本事務局長 9月の段階まで、第2定の段階では経緯を記した資料をもとに説明をさせていただいているところでございます。

それで、その後の動向でございます。今現在10月30日、第9回の弁論手続がございました。そのときに陳述書ということで当時の関係者によりますと、そのとき三井造船等との協議の内容、それと担当としてどのように感じていたかというようなことを、弁護士さん立ち会いのもとにいろいろ経緯だとかそのときの考えだとかを記した陳述書というのを10月30日に裁判所のほうに提出してございます。それで、それと同時に我々の側としての認証、本人が立ち会いのもとにその実情、その当時の先ほど言いました陳述書に基づいた証言をしていただくということで、当時の事務局長さん、それから総務課長さん2名。というのは、当時覚書を締結した段階においてちょうど人事異動がございましたので、2名の方のお名前を同様に裁判所のほうに提出してございます。それに対しまして、12月18日の日に、今度相手側から同様にどなたを人証ということで立てるのかどうかちょっとわかりませんけれども、陳述書とお名前が記されたものが12月18日ごろに我々が情報として入ってくるのかなということでございます。その後の日程については、まだ決まってございません。

以上でございます。

○小久保委員 今現在の経緯のこと御説明いただきましたので、陳述書などが示されたということで、またそれも改めてその経緯などを見ていきたいなと思っております。

本市議会でも前回の総務委員会受けて報告もさせていただきましたし、その報告の中では多くの議員がやはり改めてこの覚書、もう少しきちんとそのときの経緯というものを見なければならぬのだなということを認識をしました。それで、今回広報などにも議会だよりも載せさせていただいておりますので、今回委員長の御配慮でさまざまな状況などは確認させていただきましたので、そのことについては改めて本議会のほうでも報告をさせていただきたいなと、そのように思っております。

あと別件でございますが、資料2のほうのPCBの関係で1点御質問させていただきたいと思いますが、先ほど1,100度以上の温度の件がございました。それで、これから環境影響調査みたいなことが行われていくということでございますけれども、実際にこの1,100度を下回った場合に出される数値、どんなふうに表現されるのか、何を見れば数値として気をつけなければならないということがわかるのか。この環境調査というものが示されたところでそれはわかるのでしょうかけれども、現在広域でも、例えば数値を示されているわけですね。問題ありませんよという数値が示されています。あの数値の中に反映されるのか、全く別の物質としてあらわれてくるのか、その辺が全然実はわからないのです。ですから、5日から始まっている部分を待つということが一つの結論なのかもしれないかもしれませんが、もし今示されている数値の中でこういうところに影響が出るのだということがもしおわかりであればお教をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加納総務課主幹 通常ダイオキシン類の発生原因として低い温度、完全燃焼しなければ出るというふうにされていまして、そのダイオキシン類の発生に深くかかわっているのが一酸化炭素だと言われていまして、その一酸化炭素については連続的にモニタリングを行っておりまして、それについては100ミリグラムですね、その数値よりは低いというのの確認しながらやっておりますので、その数値を見ながらの燃焼温度の調整だったりというふうになっていくかと思えます。

○小久保委員 PCBを燃焼したときに、基本的にダイオキシン類の数値に反映するのか、そういうことを。

○加納総務課主幹 済みません。

PCB類を燃焼したときにはダイオキシン類の数値に反映しますので、そのダイオキシン類の発生に深いかわりがあるとされています一酸化炭素のモニタリングを連続的にすることによって、その影響のありなしというのを判断していくような形になるかと思えます。

○山中委員長 質問の趣旨は、1,100度で2秒ですから問題ないと言っているのだけれども、今小久保委員の質問としてはそれを下回ったときどういう数字で、それを監視する話で何を調べればいいのかというふうには私は確認しているのですが、それについて。今の話でPCBの広域の焼却施設にデータ監視のモニターありますね。あの関係についてもちゃんと説明されたほうがよろしいかなと思っておりますけれども。

○加納総務課主幹 通常うちの施設は、1,200度以上で運転するような技術基準となっておりますので、その1,100度を下回るということはないと考えております。

○小久保委員 1,100度を下回るということはないということにはよくわかりました。ただ、やっぱり住民の側からすると、何をもちてそれとするのかということところが、今お答えの中にダイオキシン類の数値というものを一つの目安にしているということのお答えも一部ございましたから、そのことが全てなのかなというふうに思っております。ただ、何より大事なことは、やっぱり住民はその情報がわからないわけですね。ですから、できるだけわかりやすい周知、要するに結果を調べた後、どのように伝えていくのか。今のあり方だけでちょっと足りないのかなというふうにも感じておりまして、今回の事件を受けて改めてこうしたほうがいいということも多分内部的にはお考えなのかなというふうに思っておりますので、その周知のことを含めて改めてお聞かせをいただきたいなと思えます。

○山本事務局長 このたびの洞爺湖町さんから持ち込まれたPCBの汚染物が、説明させていただいたとおり10月9日から23日の間と、もう焼却処理をされたという推測をしているところでございます。それで、うちのほうに連絡来たのが29日でございますので、それからいろいろ対策を考えながら、うちの施設というのは地域住民の方、当時の建設に当たっては大変地域住民の方、いろんな有害物質が発生されて、いろんな環境にも影響があると。ひいては人体にも影響あるのではないかとということで大変な反対を受けて、お願いして建設させていただいたという経緯がございます。それで、運用後のことでございます

が、地域の近隣の町会さん、南黄金の方だとか石川町、白鳥台、崎守町という近隣の町会さんにも一応住民監視委員会というのを立ち上げていただきまして、定期的にうちのほうのモニタリングした結果だとか、あと燃焼温度の関係だとかというのを報告しながら、一応安全を確認していただいているという状況でございます。今回につきましては、23日までにもう焼却処分されてしまったということで、その当時どのようなうちのほうの有害物質に関するデータがどうだったかということは、ちょっと確認しようがない状況でございます。それは理解していただきたいなと思っております。このたび洞爺湖町さんのほうからもダイオキシンの、後追いになりますけれども、一応確認していただきたいという要請もございまして、急遽11月5日からうちのほうのダイオキシンの濃度をはかろうということになっています。それと同時に、地域住民と住民監視委員会の方々にも全員に一報を入れさせていただいて、こういうことになっていますよということで、その出る結果については1カ月間かかりますけれども、その結果についても丁寧に説明したいなと思っております。それと、近隣の4カ所でございますけれども、そこの大気汚染に関するモニタリングというのも同時に5日からやっておりますので、その結果についても含めまして御説明したいなと思っております。それと、この情報については、当然ホームページなどで周知をしたいなと思っております。

以上でございます。

○山中委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山中委員長 それでは、以上をもちまして質疑を終了いたします。

それでは、これをもちまして総務常任委員会を散会いたします。

---

午後 2時37分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長